

矢板市食品ロス削減推進取組店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（以下「食品ロス」という。）の削減を推進するため、食品ロスの削減の取組を実施する市内の食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者（以下「食品関連事業者」という。）を食品ロス削減推進取組店（以下「取組店」という。）として登録するとともに、その取組を周知することで、食品ロスの削減に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 取組店として登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、市の区域内に事業所等を有する食品関連事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかの取組を実施している者

- ア 半量、小盛その他の提供される食品の量の調節に係る申出に対応する仕組みの導入
- イ ばら売り、量り売り、少量パック等による販売
- ウ 外食事業者における持ち帰り希望者への支援
- エ 宴会等における食べ切りの呼び掛け
- オ 賞味期限若しくは消費期限が近い食品又は規格外商品の値引き
- カ 適正な量の食材の調達及び生ごみの排出を少なくする工夫
- キ 残った食材等の肥料又は飼料への再利用その他の食品リサイクル
- ク 余った食品のフードバンク、こども食堂等への提供又はフードシェアリング（食品ロスを必要とする消費者につなげて安価に販売することをいう。）

による活用

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が認める食品ロスの削減の取組

- (2) 排出される資源物（飲料用瓶、缶、ペットボトル、新聞、雑紙、段ボール、飲料用紙パック等）及びごみを適切に処理又はリサイクルしていること。
- (3) 法人にあつては矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、個人事業者にあつては同条第4号及び第5号に規定する暴力団員等若しくは密接関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

（登録申請等）

第3条 取組店の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、食品ロス削減推進取組店（登録・変更）申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに、その内容を審査し、取組店として登録することが適当であると認めるときは、登録申請者に矢板市食品ロス削減推進取組店登録証（別記様式第2号）（以下「登録証」という。）を交付し、取組店として登録するものとする。

3 登録申請者は、第1項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、申請書により速やかに市長に申請するものとする。

（取組店の責務）

第4条 取組店は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる取組（以下「取組」という。）を積極的に実施し、食品ロスを削減すること。
- (2) 前条第2項の規定により交付された登録証を来店者の見やすい位置に掲示

し、取組店であることを積極的に周知すること。

- (3) 市が実施する食品ロスの削減の啓発事業、アンケート調査等に積極的に協力すること。

(取組店の支援)

第5条 市長は、取組店の取組について、市のホームページ等により市民等に広く情報を提供し、その取組が円滑に実施されるよう支援するものとする。

(登録の辞退)

第6条 取組店は、登録対象者でなくなったとき又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、速やかに、食品ロス削減推進取組店登録辞退届（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消等)

第7条 市長は、取組店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取組店の登録を取り消し、食品ロス削減推進取組店登録解除通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 前条の届出があったとき。
- (2) 登録対象者でなくなったとき又は事業を廃止し、若しくは休止したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、取組店として適当でないとき市長が認めたとき。

2 前項の規定による通知を受けた取組店は、登録証の掲示を取りやめなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。